

# — 令 —

## 男女共同参画社会づくり協定

少子高齢化の一層の進行等の社会経済情勢の急速な変化に対応し、県民一人ひとりが真に豊かで、安心と生きがいを持てる生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力を十分に發揮することができる環境を整備することが求められています。

ここに、男女共同参画社会づくり条例第13条に基づき、兵庫県の男女共同参画社会づくりに向けて、ともに取り組んでいくことを協定します。

平成27年2月16日

美方郡香美町香住区若松503  
有限会社秀和工建

代表取締役

大道 孝也



神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県知事

井ノ敏三

